



金融審議会

銀行制度等ワーキング・グループ報告

- 経済を力強く支える金融機能の確立に向けて -

主なポイント

金 融 庁

銀行の業務範囲規制等の見直し（案）

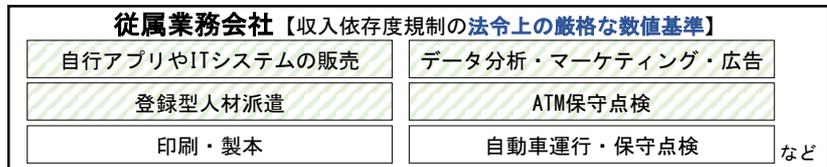
- ポストコロナの日本経済の回復・再生、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行規制を抜本的に見直す。
- 預金者保護の観点から、兄弟会社・子会社を中心に規制を緩和。また、資金調達（預金）が公的なセーフティネットで保護されている点などにおいて銀行は一般事業会社に対する優位性を有していることを考慮。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築

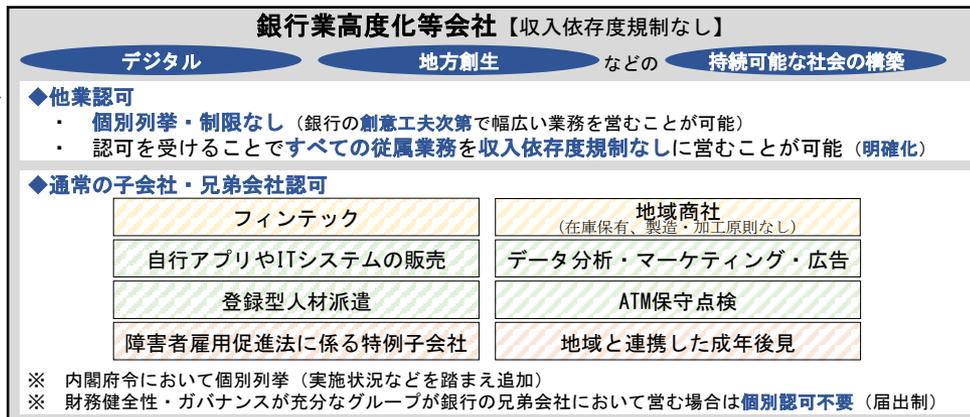
業務範囲規制

(1) 子会社・兄弟会社

現行

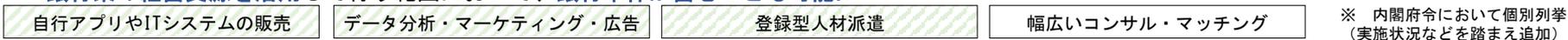


見直し後



(2) 銀行本体

- 銀行業の経営資源を活用して行う範囲において、銀行本体が営むことも可能に



(3) 出資規制（5%・15%ルール）

- 投資専門会社によるコンサル業務を可能に
- 事業再生会社・事業承継会社やベンチャービジネス会社の出資可能範囲・期間の拡充
(早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援を可能に)
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

国際競争力の強化

(4) 外国子会社・外国兄弟会社（外国金融機関等の買収に係る環境整備）

- 買収した外国金融機関の子会社である外国会社について、現地の競争上必要性があれば、現地法令に準拠する限り継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に

資金交付制度の創設（案）

目的	■ 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持する
対象 金融機関	■ 合併・経営統合その他の抜本的な事業の見直しを行う地銀等※ ■ 資金交付を受けようとする地銀等は、資金交付の申請時に経営強化計画を策定・提出 ※ 人口減少地域を主たる営業地域とし、特に経営環境の厳しい先
交付額	■ 事業の見直しに必要な追加的な初期コスト（システム投資等）の一部
財源	■ 預金保険機構の利益剰余金※を活用 ※ 金融機能強化勘定 ^(注) 。資本参加行からの配当収入の内部留保分
監督 ・ モニタリング	■ ポストコロナの地域経済の回復・再生に資する経営基盤を構築できるか審査し、5年間進捗をモニタリング
申請期間	■ 5年間（申請期限：2026年3月末）

(注) 金融機能強化法に基づく資本参加に関する業務を経理する勘定。